

政治献金と寄付金の 税務について

佐藤 成 (さとう せい)

佐藤成公認会計士税理士事務所
公認会計士 税理士



今回は、政党や政治資金団体等に個人や法人が寄付した場合の税務の取扱いについて説明したいと思います。

〔質問1〕

私は個人事業を行っておりますが、政治献金については寄付金控除や所得税の特別控除が受けられる場合があると聞いたのですが、どのような場合なのでしょう。

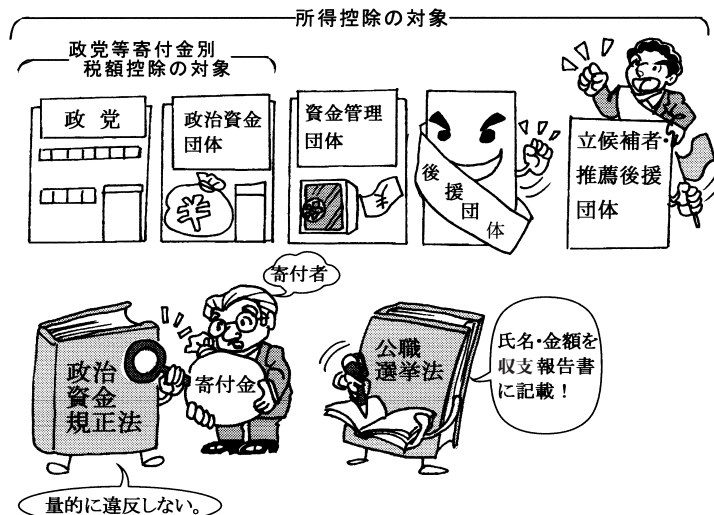
〔回答〕

個人が行う政党等への寄付金について、所得税法では所得控除や政党等寄付金特別税額控除が認められています。社会保険料控除のように課税標

準を減額するものが所得控除で、住宅ローン減税のように所得税額自体を減額するのが特別税額控除です。

寄付金控除か特別税額控除は選択適用ですが、まずはその寄付金が所得税法上における特定寄付金に該当するかどうかを検討しなければなりません。

特定寄付金とは、国や地方公共団体、特定公益増進法人や認定NPO法人等に支払った寄付のことを指しますが、この中に政治団体等に関する寄付も規定されています。



個人が、平成7年1月1日から平成21年12月31日までの間に支払った寄付で、特定寄付金の対象となる政治団体等の範囲は、大きく分けると、

- ① 政党
- ② 政治資金団体
- ③ 資金管理団体
- ④ 後援団体（衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員又は都道府県知事並びに政令指定都市の議会議員および市長の職にあるものを推薦し支持するもの）

・公職選挙法に規定されている公職には、上記以外の市町村の議会議員や市町村長の職も含まれていますが、所得税の寄付金控除の対象からは除外されています。

- ⑤ 上記公職者の立候補者並びに推薦候補者及びその後援団体に限られています。

その中でも、政党等寄付金特別税額控除を受けられるのは、①政党に対する寄付と、②政治資金団体の2つとなっています。

寄付金控除や特別税額控除(以下寄付金控除等)を受けるためには、上記の団体等の政治活動又は選挙運動に関する寄付であることはもちろん、下記の要件を満たすものでなくてはなりません。また、選挙候補者の後援団体に対する寄付に関しては、候補者として届出された日の属する年かその前年になされたものに限られています。

- 1. 政治資金規正法に規定された量的制限に違反していない寄付金であること
- 2. 政治資金規正法又は公職選挙法に基づいて、総務大臣や管轄の選挙管理委員会に報告されていること

- 3. 匿名又は他人名義の寄付でないこと
- 4. 寄付をしたものに特別の利益が及ぶと認められないものであること

2について補足すると、同一人からの年間の寄付金の額が、

- ・政治資金規正法に基づく収支報告では5万円
- ・公職選挙法に基づく収支報告では1万円

をそれぞれ超える場合には、収支報告書に寄付者の氏名及び寄付金額等を記載しなければいけないことになっています。これらの金額以下の寄付であっても、寄付金控除等を受けるためには収支報告書に寄付者の氏名及び寄付金額等の記載が要件になっています。

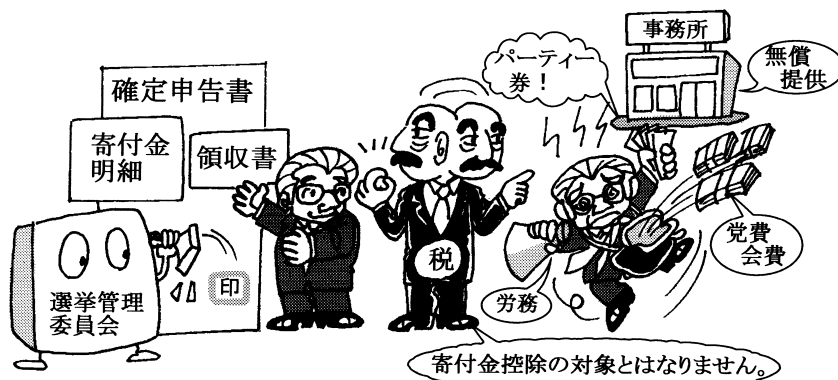
3については、すでに亡くなっている方の名前が収支報告書に記載されていたといった問題が一時マスコミに取り上げられました。

また、寄付金控除等を受けるためには、その寄付金の明細を記載した確定申告書を提出することになりますが、その際、添付する資料も領収書だけでは控除を受けられません。選挙管理委員会等の確認印を押された領収書を添付する必要があります。

参考までに、政治資金パーティーのパーティー券の購入費用、政党の党費や後援会の会費や労務の無償提供、事務所の無償提供については寄付金控除等の対象とはなりませんのでご注意ください。

寄付金控除と政党等寄付金特別控除額の具体的な計算方法ですが、

- ① 寄付金控除額…「支出した特定寄付金」と「その年分の総所得金額等の40%に相当する金額」とのいずれか少ない方の金額から5,000円を引いた額



- ② 政党等寄付金特別控除額…「政党及び政治資金団体に限った特定寄付金の合計額」と「上記①の総所得金額等の額の40%に相当する金額」のいずれか少ないほうから5,000円を引いた額の30%と、その年分の所得税額の25%に相当する金額のどちらか低い金額までとなっています。

〔質問2〕

当社は普通法人ですが、政党等に寄付をする場合の寄付金の税務上の扱いについて教えて下さい。

〔回答〕

政党・政治団体に関する政治資金の流れについて、政治資金規正法においては、個人の政治献金については初めのほうで述べたように、政党から政治資金団体、資金管理団体を含むその他政治団体に対して寄付することが出来ます。

しかし、企業や労働組合等については、下記図表の通り、政党・政治資金団体については資本金・構成員の数等に応じ、年間750万円以内～1億円以内の額を限度とし、その他の資金管理団体や政治団体等には、一切寄付が禁止されています。

政治献金における税務としては、租税特別措置法通達61の4(1)-2において、「事業に直接関係のない者に対して、金銭、物品等の贈与をした場合において、それが寄付金であるか交際費等であるかは個々の実態により判定すべきであるが、金銭でした贈与は原則として寄付金とするものとし、次のようなもの（社会事業団体・政治団体に対する拠金や神社の祭礼等の寄贈金）については交際費等に含まれないものとする。」とあります。

これは、政治資金パーティーにおいても同様です。

政治資金パーティーとは、政治資金を集めるために催されるもので、その催物の対価収入額から経費の額を差し引いた残金を政治活動に関し支出することとされているものです。

一般的にはパーティー券の中には、パーティーに係る実費分の交際費部分と利益分の寄付にあたる部分が混ざっているような状態と思われませんが、実務としては、区別も明らかに出来ない以上政党等に対する政治献金とみて寄付金と処理するのが妥当と一般的には言われています。

また、所属同業団体等を通じて、例え臨時会費等の名目で負担した場合であっても、使途が政治献金である限りは一般の寄付金として取り扱うことになると思われます。ただ、資金管理団体やその他政治団体、若しくは政治家個人に会社から寄付をしたとなると、株主代表訴訟等の問題も絡んではきますが、税務とすると、政治団体等と関りを持っていた社長等を通じて個人から寄付をした扱いとし、役員賞与として処理するのが妥当かと考えられます。

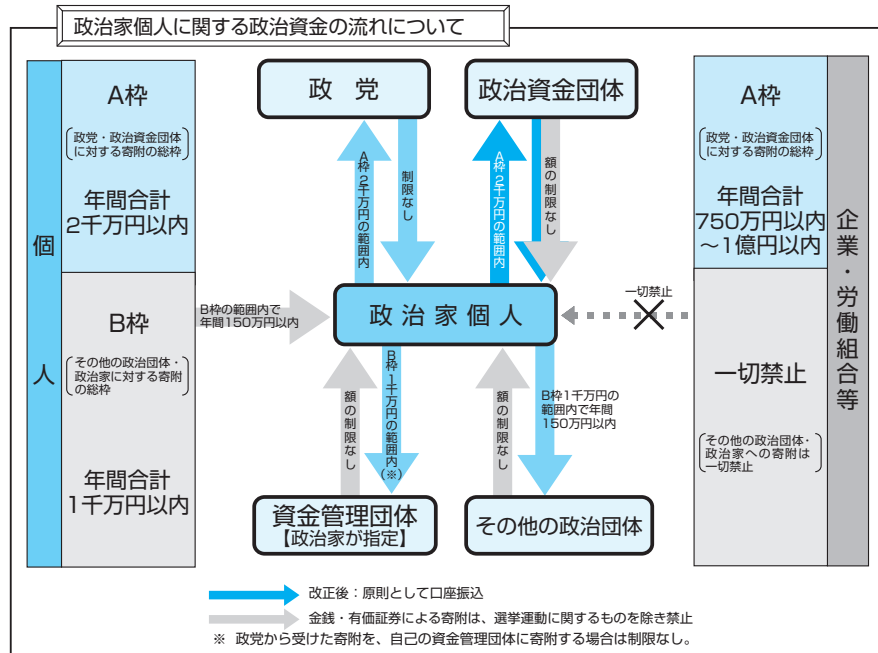
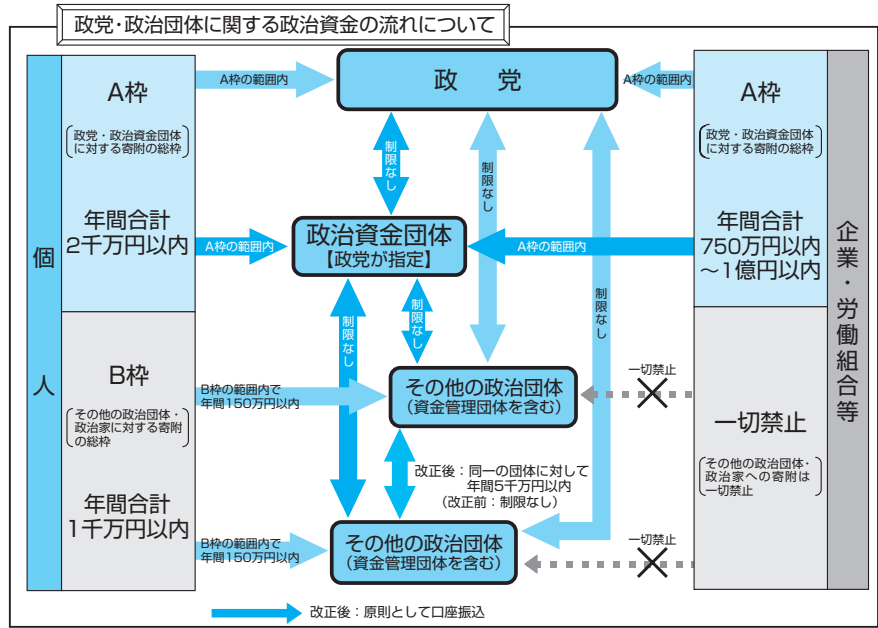
法人税法における寄付金の損金算入限度額の計算ですが、公益法人等以外の法人の寄付金の損金算入限度額は、まず支出した寄付金の額を、国又は地方公共団体に対する寄付金、指定寄付金、特定公益増進法人、その他の寄付金に区分した上で計算します。

国又は地方公共団体への寄付、公益法人のなかでもとくに公益の増進に寄与するものと財務大臣に指定されている指定寄付金は全額損金算入されますが、政党等への寄付金については、法人税法上はその他一般の寄付金の中に入り、税務上の優



遇措置はありません。

その他一般の寄付金の損金算入限度額の計算方法は、
 $\{ \text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} \div 12 \times 0.25\% + \text{寄付金支出前課税所得} \times 2.5\% \} \div 2$
 となっています。



※2008年7月号「リース取引についての取り扱い」
 からの変更事項
 所有権移転外ファイナンスリース取引の消費税法上の取扱いについて

所有権移転外ファイナンスリースについて、消費税法上の取扱いとしては、リース資産の引渡しを受けた日に資産の譲受けがあったものとして、引渡しを受けた日の事業年度において一括して消費税の仕入控除税額の計算を行うという基本通達があります（消費税法基本通達11-3-2）。

それが、賃借人が賃貸借処理した場合でも、支払時に仮払消費税を計上してこれまで通り各事業年度において仕入控除税額の計算をして消費税の申告をしても差し支えないというのが、国税庁の質疑応答事例の中に出ておりました。一括仕入税額控除の方は、支払時に未払リース消費税を取り崩していくのは実務上煩雑だという意見が多く出たからだと思われます。

リース取引を検討されている場合はご注意下さい。